

専第6号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月22日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 40,498円

相手方		事由
名称	住所	
farmyard 合同会社	鹿児島市下荒田一丁目30 番11号	鹿児島市荒田二丁目のマンションにおける 事故（物品損傷）